

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(国土交通省物流・自動車局 貨物流通事業課)

項 目 名	新たな物流拠点の整備計画に基づき取得した資産に係る特例措置の創設等		
税 目	所得税、法人税、登録免許税		
要 望 の 内 容	【制度の概要】 物流の維持・安定化に資する基幹的な物流拠点であって一定の公共性を有するものの整備等に当たり、取得した家屋又は償却資産について特例措置を創設する。		
	【要望の内容】 トラックドライバーの時間外労働の上限や拘束時間に関する規制の適用によるトラック輸送の変容等に対応しつつ、広域及び地域内の物流の維持・安定化に資するものとして、中継輸送機能及び幹線・地域輸送間の結節機能等を持った一定の公共性を有する基幹的な物流拠点の整備について、 ・ 取得後 5 年間にわたり、各事業年度の償却限度額を、普通償却限度額と当該普通償却限度額の 100 分の 8 に相当する金額の合計額とする特例措置（8 %の割増償却）、そのうち、自動運転トラック等の新技術に対応した物流拠点については、各事業年度の償却限度額を、普通償却限度額と当該普通償却限度額の 100 分の 10 に相当する金額の合計額とする特例措置（10%の割増償却） ・ 所有権の保存登記に係る税率を 2 分の 1 とする特例措置を 2 年間の措置として創設する。		
	なお、令和 7 年度末に期限を迎える「物流効率化のための計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置」については、所要の措置を講じた上で、期限の延長をしない。		
	【関係条文】 ※「物流効率化のための計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置」に関するもの (所得税) 租税特別措置法 第 15 条 税特別措置法施行令 第 8 条 租税特別措置法施行規則 第 6 条の 2 (法人税) 租税特別措置法 第 48 条 税特別措置法施行令 第 29 条の 3 租税特別措置法施行規則 第 20 条の 22		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	▲97 (— (—	百万円 百万円) 百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 物流拠点については、ドライバー不足等を背景としたトラック輸送の変容、施設の老朽化、人口減少による域内市場の縮小等を背景に、整備・更新や集約化・適正配置が求められているものの、その規模の大きさから投資額も大きくなる傾向があり、整備等が進んでいない状況である。 そのため、広域的な観点と地域的観点の両面からの物流ネットワークの確保に資することを主眼に、災害時における生活必需品や復旧・復興のための物資の集積拠点として利用可能なことといった公共性・公益性の観点も踏まえつつ、一定の公共性・公益性を有する中継輸送機能及び幹線と地域配送との結節機能等を持った基幹的な物流拠点の整備を推進する。 (2) 施策の必要性 物流は、我が国の国民生活や経済活動、地方創生を根底から支える重要かつ不可欠なものである一方、全国的なトラックドライバー不足に加え、ドライバーの時間外労働の上限や拘束時間に関する規制の適用を踏まえた上での安定的な物流の確保・維持が、国全体として早急に対応が必要な課題となっている。 そのような中で、安定的な物流の確保・維持には、広域的な観点からの中継輸送に資する拠点と幹線・地域内輸送間の結節点の両方が必要となるところ、とりわけ物流拠点は、物資の入荷、保管、出荷、積み替え等に資する輸送サービス同士をつなぐ拠点としてその両方の機能を担うものであるとともに、地域の防災拠点としての役割も担う、平時・有事いずれにおいても重要な社会インフラである。他方で、既存施設については、老朽化の課題やその立地条件、容量、供給方法の多様化等の状況の変化に対応できているとはいいがたく、新たな物流拠点としてこれらの課題も踏まえて、物流施設に係る政策のあり方について検討するため、令和6年10月より、関係する多様な業界等も交えた「物流拠点の今後のあり方に関する検討会」を開催し、令和7年4月に報告書を取りまとめたところ。 本検討会においては、ドライバー不足の対応策やドライバーの時間外労働の上限及び拘束時間に関する規制の適用を踏まえた上での安定的な物流の確保・維持のため、中継輸送の拡大や自動運転トラック等の新技術に対応した基幹的な物流拠点の整備が必要であること、またその整備に関して、国が方針を策定するとともに、一定の関与・支援をすべきとの方向性が示された。 他方で、実態として、規模の大きさから投資額が大きくなることや事業採算の取れない地域への進出を敬遠する等の理由から物流拠点の整備が進んでいない状況にあることに加え、トラック事業者は中小零細企業が多く、自前で物流施設を整備する余力のない企業が多いことから、基幹的な物流拠点は、不特定多数の者に開放された社会的な側面を有することも非常に重要である。 また、地域における日常的な物流ネットワークの確保・維持や災害時における救援物資の常備保管・緊急物資の受入れ等、公共性・公益性の観点に期待して、物流拠点の誘致に積極的な地方公共団体も出始めている。 以上のことから、関係する事業者だけでなく地域の関与も踏まえた一定の公共性・公益性を有する中継輸送機能及び幹線・地域輸送間の結節機能等を持った基幹的な物流拠点の整備を促進するための制度を構築し、地域ひいては全国に裨益する長期的・安定的な物流の確保・維持に資する物流拠点の整備を促すとともに、当該制度に基づいて物流拠点を整備した事業者に対する初期投資の負担軽減やキャッシュフローの改善を図る必要がある。
--	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○経済財政運営と改革の基本方針（令和7年6月13日閣議決定）において、「物流拠点・ネットワークの機能強化」が位置付けられている。 （該当部分抜粋） 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応 （2）地域における社会課題への対応 2030年度までの「集中改革期間」における物流革新に向け、次期「総合物流施策大綱」に基づき、<u>物流拠点・ネットワークの機能強化</u>、陸・海・空の新モーダルシフト、自動運転、物流DX・標準化、多重取引構造の是正等の商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容、改正物流法の執行体制の確保を推進する。また、物流・旅客運送業における担い手不足への対応を強化するため、外国人材の一層の活用を推進する。 ○租税特別措置等に係る政策評価及び国土交通省政策評価体系上の位置づけ 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。
		政策の達成目標	令和12年度までに、地域の関与も踏まえた基幹的な物流拠点を20地域に整備することを促進し、長期的・安定的な物流ネットワーク及び地域の防災拠点としての役割等、平時・有事いずれにも貢献する持続的な物流の確保を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和8年4月1日～令和10年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	・基幹的な物流拠点の整備に関与した地域（都道府県・市町村）数：5件
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	・基幹的な物流拠点の整備に関与した地域（都道府県・市町村）数：5件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	地域の関与も踏まえた一定の公共性・公益性を有する基幹的な物流拠点の整備に当たっては、多額の投資資金が必要となる一方、投資回収に時間を要する。また、特に事業採算の取れない地域への物流拠点の整備に躊躇する事業者も多くみられることから、基幹的な物流拠点の適正配置を促進しつつ、事業者の初期投資の負担を軽減し、キャッシュフローを改善させる本措

相 当 性			置は、地域の関与も踏まえた一定の公共性・公益性を有する基幹的な物流拠点の整備に効果的に働く。
		当該要望項目以外の税制上の措置	新たな物流拠点の整備計画に基づき取得した資産に係る特例措置の創設等（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和８年度予算 ○モーダルシフト等推進事業（７０百万円） ・計画策定経費補助 ・モーダルシフト等運行経費補助 ○非常用電源設備導入推進事業（１５百万円） ○物流拠点の立地状況等に係る現況把握等のための調査事業（３０百万円） ○流通業務の脱炭素化事業（３７５百万円） ○地域連携モーダルシフト等促進事業（４００百万円） ○サステナブル倉庫モデル促進事業（３，８２０百万円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、物流施設内の作業平準化や人手不足解消に資する設備・機器の導入補助や、物流拠点の整備を伴わない事業による物資の流通の効率化等に資するものに対する措置である。一方で本特例措置は、地域の関与も踏まえた一定の公共性・公益性を有する基幹的な物流拠点の整備に当たり取得した家屋や償却資産に対するものとして役割分担をしている。
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、予算措置では困難な家屋や償却資産に対するものであり、また、その対象は地域の関与も踏まえた一定の公共性・公益性を有する、中継輸送機能及び幹線・地域輸送間の結節機能等を持った基幹的な物流拠点の整備に限定していることから、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	

	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		-